

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた
福島県と国立大学法人福島大学の連携に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人福島大学（以下「乙」という。）は、福島県の2050年カーボンニュートラルの実現に向けて相互に連携を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携協力し、福島県のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギー・水素の活用促進及び気候変動適応の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 研究に関すること
- (2) 人材育成に関すること
- (3) 普及啓発に関すること
- (4) 産学官連携に関すること
- (5) その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（連携に係る情報の共有等について）

第3条 前条の連携事項を具体的かつ円滑に実施するため、甲及び乙が協議の上、連携に係る情報の共有等の場を開くことができるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から10年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（知的財産権の取扱い）

第6条 本協定に基づく研究により得た成果に基づく知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の帰属、持分比率等については、甲乙協議の上、決定する。

（関係法令等の遵守）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく事業等を実施するに当たって、次の各号のとおり法令を遵守するものとする。

- (1) 個人情報の取扱について、福島県個人情報保護条例、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び関係法令
- (2) 本協定に基づく事業等の実施に当たって知り得た秘密の守秘について、地方公務員法、国立大学法人法及び関係法令
- (3) その他、本協定に基づく事業の実施に係る関連法令

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月23日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県

福島県知事 内閣 雅雄

乙 福島県福島市金谷川1番地
国立大学法人福島大学

学長 三浦 浩志